

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 土地区劃整理組合の設立認可
種畜証明書の書換交付
種畜の廃用
土地の公用廃止
肥料登録の失効
土地改良区の定款変更及び改良事業計画の認可
土地改良事業の開始について
- ◇正誤 昭和二十八年一月二十日鳥取県規則第四号中訂正
昭和二十八年三月六日鳥取県教育委員会告示第十号中訂正
昭和二十八年三月六日鳥取県教育委員会告示第十一号中訂正

告示

鳥取県告示第八十号

大岩村沓井土地区劃整理組合設立について昭和二十八年二月二十一日認可した。

昭和二十八年三月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第八十一号

次の種畜につき種畜証明書を書換交付した。

昭和二十八年三月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

証明書番号 名前 種類 書換理由 申請者

昭二七 久倉 黒毛和種 移動 鳥取県東伯郡以西村
鳥取一三 高力 稔

鳥取県告示第八十二号

次の種畜は廃用された。

昭和二十八年三月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
証明書番号 名前 種類 返納理由 申請者
昭二四 福正 黒毛和種 廃用 鳥取県八頭郡丹比村
鳥取一〇 瀬戸根
昭二四 満壽 黒毛和種 廃用 鳥取県八頭郡八上村
鳥取二七九 西田 保

鳥取県告示第八十三号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十八年三月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

岩美郡津ノ井村大字紙子谷字南土居八一ノ二番地先から八二番地先まで十三坪
(関係凶面は土木部管理課保管)

鳥取県告示第八十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四條第二号の規定により次の肥料の登録は失効した。

昭和二十八年三月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
記

登録番号	肥料の名称	含有する成分の最少量% <small>窒素全量 磷酸全量 加里全量</small>	住所氏名
鳥取県第一八四号	植物油粕 (四〇〇わたみ油粕)	四、〇	米子市灘町三丁目三〇 松本 広雄

鳥取県告示第八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項及び同法第四十八條第一項の規定により、富桑土

地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十八年三月五日認可した。

昭和二十八年三月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第八十六号

米子市皆生安田百隆外十五人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良事業の開始について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五條第三項において準用する第十條第一項の規定により、昭和二十八年三月六日認可した。

昭和二十八年三月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

正 誤

昭和二十八年一月二十日鳥取県規則第四号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

- 頁 誤 正
- 一 一 栄養士免許手数料 二百円
 - 一 一 栄養士免許手数料 三百円

昭和二十八年三月六日鳥取県教育委員会告示第十号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

- 頁 段 行 誤 正
- 二 上 十 鳥取県教育委員会告示第十号
 - 鳥取県教育委員会告示第十一号

昭和二十八年三月六日鳥取県教育委員会告示第十一号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

- 頁 段 行 誤 正
- 四 下 一 鳥取県教育委員会告示第十一号
 - 鳥取県教育委員会告示第十二号